

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略） 劇物 一〇七の三 （略） 七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―〔四―（トリフルオ ロメトキシ）フエノキシ〕―四―キノリル―メチル―カルボナ― ト及びこれを含むする製剤 七の五 （略） 八〇十一の七 （略）	別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略） 劇物 一〇七の二 （略） 七の三 O―エチル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア― （別名エトプロホス）五％以下を含むする製剤。ただし、O―エ チル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト三％以下を含 有する徐放性製剤を除く。 （新設） 七の四 二―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート （別名エチオフェンカルブ）及びこれを含むする製剤。ただし、 二―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート二％以 下を含むするものを除く。 八〇十一の六 （略） 十一の七 (RS)―〔O――（四―クロロフェニル）ピラゾ― ル―四―イル〕O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオア―ト

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。	「(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(R S)―(O――(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル O―エチル S―プロピル ホスホロチオアート) 六%以下を含有するものを除く。
十一の九 (略)	十一の八 削除
十二ゝ六十七 (略)	十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	(1)ゝ(145) (略)
	十二ゝ六十七 (略)